

## 高利回り社債オープン (毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 債券



### 当ファンドの投資リスク

ファンドのリスクは下記に限定されません。

※上図はイメージです。

ファンドは、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

設定・運用は

### フィリップ証券株式会社

本店 : 東京都中央区日本橋兜町4番2号 TEL : 03-3666-2101  
足利支店 : 栃木県足利市田中町32番地10 TEL : 0284-73-1191  
商号等 : フィリップ証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号  
加入協会:日本証券業協会 / 社団法人 金融先物取引業協会

### 野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
加入協会:(社)投資信託協会 / (社)日本証券投資顧問業協会

# ファンドの特色

**1** 米ドル建ての高利回り社債(ハイ・イールド債券)を実質的な主要投資対象とし、中長期的に、高水準の利子収入の確保に加え、値上がり益の獲得を目指します。

当資料では、米ドル建てのハイ・イールド債券を「米国ハイ・イールド債券」といいます。

ファンドは、「高利回り社債オープン マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、米ドル建て以外のハイ・イールド債券に実質的に投資する場合があります。マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ◆投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

**2** 原則、毎月5日<sup>※</sup>の決算時に、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。  
※5日が休業日の場合は翌営業日。

## 分配イメージ



分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ハイ・イールド債券とは

一般的に格付の低い社債(事業会社が発行する債券)です。格付機関によってBB格以下の格付(投機的格付)が付与されています。

格付表示は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)をベースにしています。

債券の元本や利子が発行体によって期日通りに支払われる確率や能力を格付機関が評価したものが「格付」です(→①)。発行体の「信用力(=債務履行能力)」の目安となります。

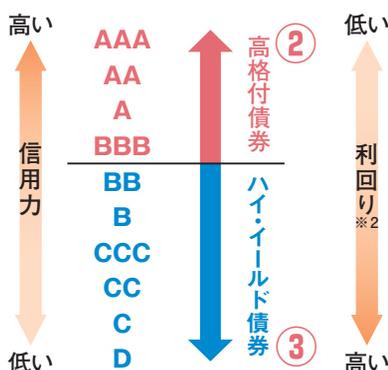
発行体の信用力が高ければ、多少利子が低くても、その債券を購入する投資家が存在します。信用力の高い債券を「投資適格債券」または「高格付債券」といいます(→②)。

一方、信用力の低い発行体の場合は、デフォルト<sup>※</sup>等のリスクが高くなりますから、利子も比較的多く支払う約束をしなければ、発行体は資金を調達できません。このように信用力の低い債券を「投機的格付債券」、「高利回り社債」または「ハイ・イールド債券」などといい(→③)、信用力が低い分(信用リスクが高い分)、利回りは高くなります。(→④)。

※債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延など。

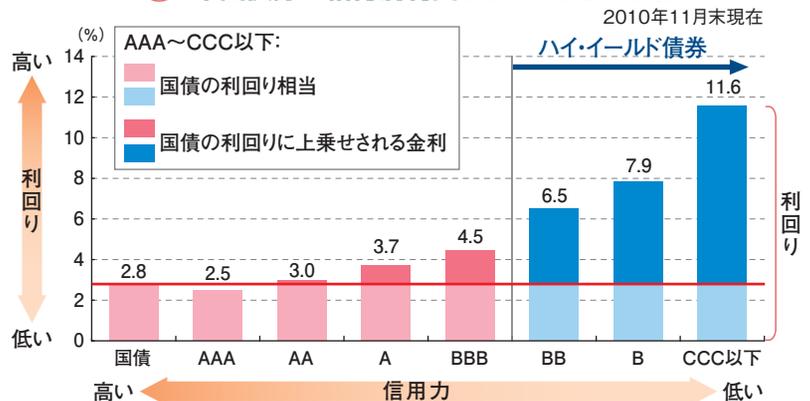
## ハイ High Yield イールド Yield 債券

### ① 代表的な格付の例(S&P社<sup>※1</sup>)



※1 S&P社は代表的な格付機関です。  
 ※2 利回りは、残存期間が同程度で比較した場合です。

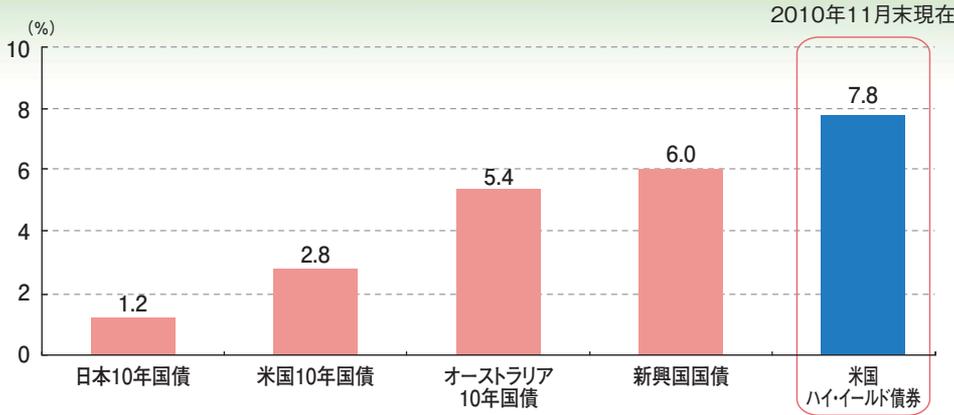
### ④ 米国債券の格付別利回り(米ドル建て、課税前)



(出所)ブルームバーグの下記データに基づき野村アセットマネジメント作成  
 国債:BofA・メリルリンチ米国10年国債インデックス、AAA~BBB:BofA・メリルリンチ・US コーポレート・マスタール・インデックス、BB~CCC以下:BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス  
 上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# ハイ・イールド債券は、米国債や他の国債に比べ、高い利回りとなっています。

《投資環境》国債との利回り比較(課税前)



(出所)ブルームバーグの下記データに基づき野村アセットマネジメント作成  
 日本10年国債(円建て)、オーストラリア10年国債(オーストラリアドル建て):ブルームバーグ、米国10年国債(米ドル建て):BofA・メリルリンチ米国10年国債インデックス、新興国国債(米ドル建て):JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、米国ハイ・イールド債券(米ドル建て):BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス

左記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

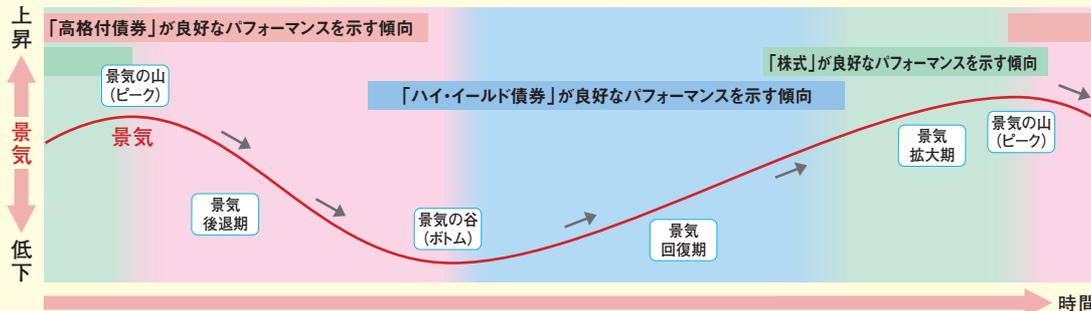
# ハイ・イールド債券は、景気回復期に良好なパフォーマンスを示すと考えられます。

## 景気回復とハイ・イールド債券の関係



上記は、あくまでも景気回復とハイ・イールド債券の関係の一例であり、実際とは異なる場合があります。将来の市場等の値動きや投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 景気サイクルと各景気局面(イメージ図)



上記は、一般的な景気サイクルとそれに伴う代表的な経済等の動向の例をイメージとして示したものであり、野村アセットマネジメントが作成したものです。実際とは異なる場合があります。あくまでも景気サイクルの考え方の一例であり、景気サイクルについては複数の考え方が存在します。将来の市場等の値動きや投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# 各種資産は、投資環境において値動きの特性が異なるため、ハイ・イールド債券と組み合わせることにより分散投資の効果期待できます。

《ご参考》各種資産の年間騰落率比較(円換算ベース) ※2010年の騰落率は同年11月30日までのものです。

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年*
高格付債券 21.7%	高格付債券 27.1%			ハイ・イールド債券 5.9%	株式 20.7%	株式 16.9%			ハイ・イールド債券 61.0%	
ハイ・イールド債券 7.2%	ハイ・イールド債券 22.0%		株式 16.5%	株式 5.7%	ハイ・イールド債券 18.5%	ハイ・イールド債券 11.7%			株式 29.7%	
株式 1.9%	株式 1.2%		ハイ・イールド債券 14.7%	高格付債券 0.8%	高格付債券 17.5%	高格付債券 5.4%			高格付債券 23.0%	ハイ・イールド債券 1.8%
		高格付債券 -0.2%	高格付債券 -2.2%				株式 -1.0%	高格付債券 -24.4%		高格付債券 -0.5%
		ハイ・イールド債券 -9.3%					高格付債券 -1.9%	ハイ・イールド債券 -39.9%		株式 -3.2%
		株式 -29.7%					ハイ・イールド債券 -3.9%	株式 -48.8%		

(出所)ブルームバーグの下記データに基づき野村アセットマネジメント作成

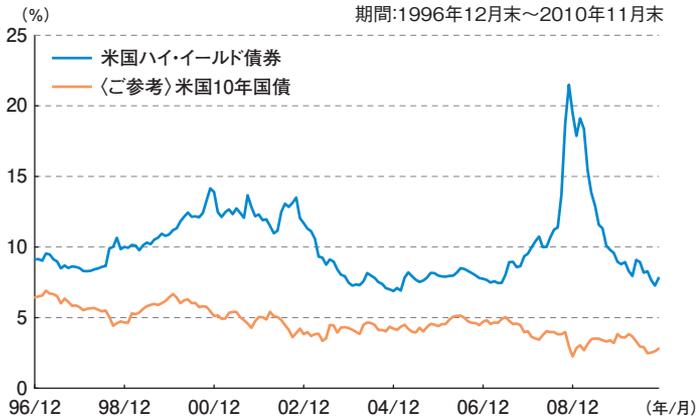
米国ハイ・イールド債券:BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス、米国高格付債券:BofA・メリルリンチ・US コーポレート・マスター・インデックス、米国株式:S&P500株価指数(配当込み)

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

米国ハイ・イールド債券の利回りは、2008年9月のリーマンショック※を受けて大幅に上昇（価格は下落）しましたが、同年12月以降は米国ハイ・イールド債券市場の回復を背景に利回りは低下（価格は上昇）しました。※2008年9月に米リーマン・ブラザーズ社の破綻を発端とした金融危機

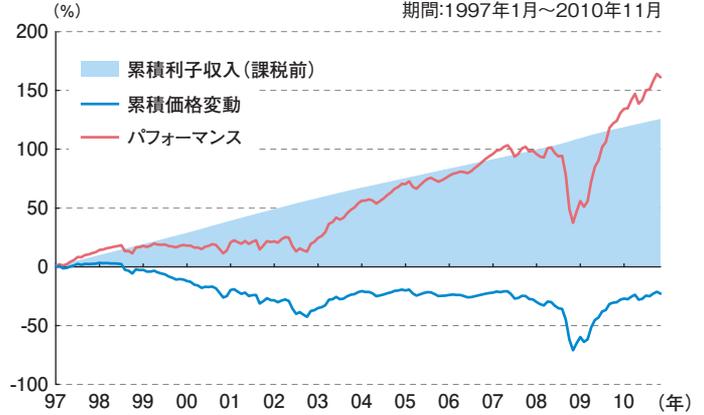
米国ハイ・イールド債券の高い利回り=高い利子収入は、米国ハイ・イールド債券への投資において大きな収入源であると同時に、価格の下落局面においてもパフォーマンスの下支えとなります。

《投資環境》米国ハイ・イールド債券の利回り推移(米ドル建て、課税前)



《ご参考》米国ハイ・イールド債券のパフォーマンスの内訳(米ドル建て)

「パフォーマンスの内訳」は「累積利子収入」と「累積価格変動」からなり、「パフォーマンス」の変動要因を示したものです。各内訳は、米国ハイ・イールド債券指数の月間変化率を同指数の算出が開始された1996年12月末を起点に、利子収入と価格変動に分解し、それぞれを月次ベースで累積したものです。複数期間の「パフォーマンスの内訳」を累積する過程で差異が生じる為、「累積利子収入」と「累積価格変動」を足し合わせたものは、「パフォーマンス」にはなりません。



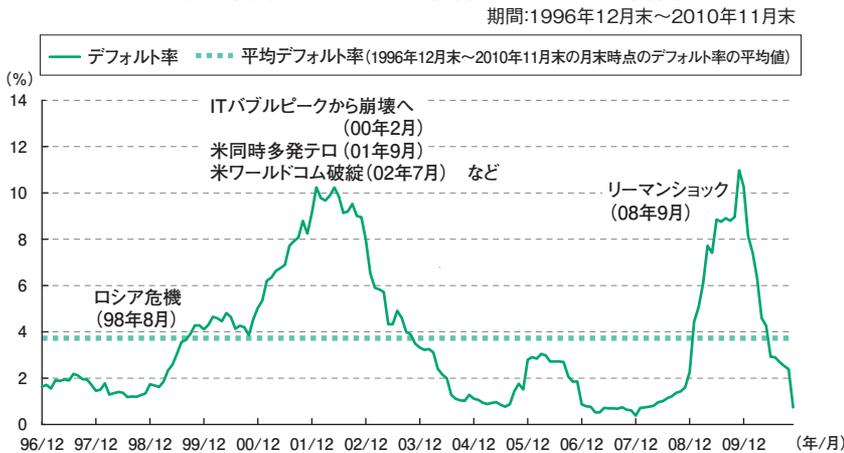
(出所)ブルームバーグの下記データに基づき野村アセットマネジメント作成

米国ハイ・イールド債券:BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス、米国10年国債:BofA・メリルリンチ米国10年国債インデックス

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

リーマンショックなど信用環境が悪化する局面では、米国ハイ・イールド債券のデフォルト率は上昇しました。デフォルトとは、債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延などをいいます。

《ご参考》米国ハイ・イールド債券のデフォルト率推移

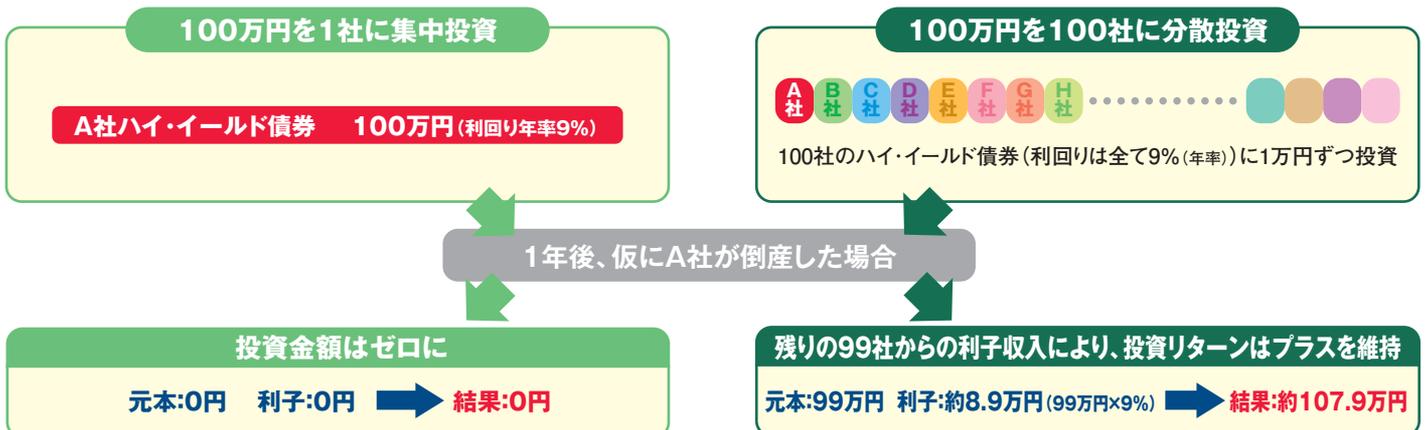


(出所)JPモルガンのデータに基づき野村アセットマネジメント作成  
デフォルト率:過去12ヵ月間のデフォルト銘柄の発行残高を基に算出されています。

左記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

投資銘柄を分散させるほど、デフォルトのリスクを軽減させることが期待できます。

《集中投資と分散投資の比較例》100万円を利回り9%(年率)のハイ・イールド債券に投資した場合



上記は例であり、すべてが当てはまるとは限りません。また、費用、税金等は考慮していません。企業が倒産した際でも、ハイ・イールド債券の元本の一部が支払われる場合がありますが、上記の例は保守的に元本・利子の支払いはゼロと仮定しています。

－ファンドの実績は過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。－

## 運用実績

### 基準価額の推移

期間:2004年11月12日(設定日)～2010年12月6日、日次

2010年12月6日現在



基準価額 (分配金再投資)	11,225円
基準価額	6,729円
純資産総額	342.6億円

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額です。したがって、実際のファンドは、課税条件等によって受益者ごとに価額は異なります。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。

### 分配金実績

(直近1年、2010年12月現在)分配金は1万口当たり、課税前。

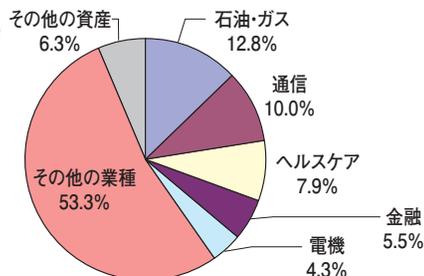


・分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。  
 ・分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

## 資産内容(2010年11月30日現在)

### 業種別配分

(純資産比)



・純資産比は、マザーファンドの純資産比とファンドが保有するマザーファンド比率から算出しています。  
 ・小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### ポートフォリオ特性値

平均最終利回り:8.1%  
平均格付:B

平均最終利回りは、ファンドの組入債券等(現金を含む)の最終利回りをその組入比率で加重平均したものです。現地通貨建。  
 格付は、現金等を除く債券部分について、ランク毎に数値化したものを加重平均しています。(格付は、S&P社あるいはムーディーズ社のいずれかの格付機関の低い方の格付によります。格付がない場合は投資顧問会社が同等の信用度を有すると判断した格付によります。)  
 平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

### 組入銘柄数

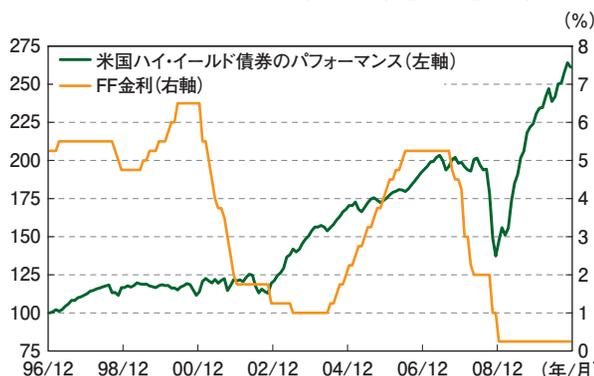
533銘柄

## 《ご参考》米国ハイ・イールド債券市場とFF金利の関係

FF金利:フェデラル・ファンド・レート

### 米国ハイ・イールド債券のパフォーマンスとFF金利の推移

期間:1996年12月末～2010年11月末



米国経済が良好だった2004年6月以降の利上げ局面では、クレジット(信用)リスクの低下等を背景に米国ハイ・イールド債券の需要が増加し、米国ハイ・イールド債券のパフォーマンスは堅調に推移しました。

・2008年12月16日から2010年11月末のFF金利の誘導目標は0-0.25%ですが、グラフ上(2008年12月末から2010年11月末)では0.25%としています。

出所:ブルームバーグの下記データに基づき野村アセットマネジメント作成

米国ハイ・イールド債券:BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・キャッシュ・ベイ・コンストレインド・インデックス、FF金利:米国の政策金利【FOMC(米連邦公開市場委員会)金利誘導目標】

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## お申込みメモ

●信託期間	無期限(平成16年11月12日設定)	
●決算日および収益分配	年12回の毎決算時(原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日))に、分配の方針に基づき分配します。	
ご購入時	●ご購入価額	ご購入申込日の翌営業日の基準価額
	●ご購入代金	原則、ご購入申込日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払いください。
	●ご購入単位	①一般コース:1万円以上1円単位または、1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) ②自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位
	*原則、ご購入後にコースの変更はできません。 *詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	
ご換金時	●ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額
	●ご換金代金	原則、ご換金申込日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
	●ご換金制限	1日1件5億円を超えるご換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
課税関係	個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。	

※お申込みの際には投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

## 当ファンドに係る費用(2011年1月現在)

●ご購入時手数料	ご購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	
●運用管理費用(信託報酬)	ファンドの保有期間中に、期間に応じてかかります。 純資産総額に年1.785%(税抜年1.70%)の率を乗じて得た額	
●その他の費用・手数料	ファンドの保有期間中に、その都度かかります。(運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。)	
●組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料	●外貨建資産の保管等に要する費用	
●ファンドに関する租税、監査費用	等	
●信託財産留保額(ご換金時)	ありません。	

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

### お申込みに際してのご留意事項

- ◎ファンドは、元金が保証されているものではありません。◎ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◎投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。◎投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- ◎お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

- ◆**債券価格変動リスク**:債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
- ◆**為替変動リスク**:ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

\*基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 《その他の留意点》

- ◆**ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

### 当資料について

◎当資料は、ファンドのご紹介を目的として野村アセットマネジメントが作成した販売用資料です。◎当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等は、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料で使用した市場指数について

●BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch US High Yield, Cash Pay, Constrained Index)、BofA・メリルリンチ米国10年国債インデックス(BofA Merrill Lynch US Treasury, Current 10 year)、およびBofA・メリルリンチ・US コーポレート・マスター・インデックス(BofA Merrill Lynch US Corporate Master Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属しております。●JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Global)は、J.P. Morgan Securities Inc.が公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。●S&P500株価指数は、スタンダード&プアーズが公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズ エル エル シーに帰属しております。

〈委託会社〉野村アセットマネジメント株式会社

[ファンドの運用の指図を行なう者]

〈受託会社〉三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104

(受付時間)営業日の午前9時～午後5時



★インターネットホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

